

物権法

科目ナンバリング CIL-205
選択 2単位

長谷川 成海

1. 授業の概要(ねらい)

物権とは、人の物に対する直接的・排他的支配権であり、権利者以外のすべての人に対して主張できる絶対的な権利である。資本主義社会は私有財産制を基礎とするが、この私有財産制を法的に支えるのは、(私的)所有権を中心として、派生的な用益物権を含み、「物に対する支配権」をその内容とする物権である。このように、物権法は社会的に重要な意義をもち、物権法の基本的理解は民法学習者にとって不可欠である。難解な部分もあるが、この授業では、全体像を大きく捉えて理解することを目指していきたい。

なお、授業内容の理解を確認するため、授業中に適宜、演習問題を配布し、解いていく。

2. 授業の到達目標

- ①民法の物権に関する基礎的な知識を習得する。
- ②法律関係の各種試験に必須である物権法の基礎を理解したうえで、ある程度応用的な問題を解く実力を身につけたい。

3. 成績評価の方法および基準

LMSを利用し、授業中に解く演習問題に準じた問題からなる期末試験により(100%)評価する。詳細は授業中に説明する。

4. 教科書・参考文献

教科書

今井与一他 『新ブリエール民法2 物権・担保物権法』 法律文化社

5. 準備学修の内容

復習を中心に、授業でのノートを参考にしながらテキストをよく読みこんでもらいたい。また、授業中に解く演習問題をLMSにアップロードするので、理解して正答できるように繰り返し学習することが望まれる。わからないことがあれば、教科書を参照することはもとより、担当教員に遠慮なく質問してもらいたい。

6. その他履修上の注意事項

法学部生にとっては、常識として知っておくべき内容を扱う。特に資格試験対策には不可欠な分野。いかにも「法律」らしい科目であり、抽象的で難解な事項が多い。授業を聴いていれば理解できるように努めるので、授業を重視してもらいたい。

【関連科目】後期に開講される「担保物権法」を併せて履修することにより、物権法の全体像を把握することが期待される。

7. 授業内容

- 【第1回】 イントロダクション:民法における物権の意義、債権との対比について簡単に解説し、授業の進め方、テキスト、学習方法、試験等について指示する。
- 【第2回】 物権とは何か、物権の種類、物権の客体
物権法の原則
物権の効力
- 【第3回】 物権の変動:不動産物権変動
- 【第4回】 物権の変動:公示の原則と公信の原則
- 【第5回】 不動産物権変動
所有権移転の時期
法律行為と登記
- 【第6回】 民法177条の「第三者」
- 【第7回】 動産物権変動
即時取得
- 【第8回】 所有権:意義と内容
相隣関係
- 【第9回】 所有権の取得
共有(1)
- 【第10回】 共有(2)
建物区分所有(マンションの所有権)
- 【第11回】 用益物権:地上権・永小作権・地役権
入会権
- 【第12回】 占有:意義と種類
占有の取得
- 【第13回】 占有の効果:占有訴権
占有の効果:権利の推定
- 【第14回】 占有の消滅
準占有
- 【第15回】 まとめ